

三鷹市立新川保育園給食調理業務委託 プロポーザル募集要項

第1 目的

保育園における調理業務については、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日 児発第86号 各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて厚生省児童家庭局長通知）」により業務委託が可能となった。保育園における給食は、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤を教える等の教育的機能などがあり、その役割はきわめて大きい。

よって、市の職員による調理と同様な給食の質が確保できる事業者を選定するため、給食調理事業者のプロポーザルを実施する。

第2 選定方法

公募型プロポーザル方式の選考とし、参加者より提出される企画提案書等の内容を審査した上、最も優れた事業者を選定する。

第3 実施保育園

三鷹市立新川保育園

ア 住所 三鷹市新川5丁目7番2号

イ 一日当たりの食数（予定）

昼食114食、おやつ114食

第4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

契約は単年度とし、履行状況や衛生管理の状況等を確認の上、翌年度の見積金額も勘案し、引き続き契約するかどうかの判断を行うこととする。ただし、引き続き契約を行う場合においても、最長で原則5年目を終了した時点でプロポーザル等により委託事業者の見直しを行う。

第5 業務委託内容

- (1) 調理
- (2) 配食及び運搬
- (3) 検食等
- (4) 食器及び調理器具の洗浄、消毒、保管
- (5) 施設、設備の使用、清掃及び日常点検
- (6) 残渣等の処理
- (7) 調理業務完了の確認

第6 見積上限額

19,591,000 円（消費税込）

見積上限額を超える額を提示した場合は、失格とする。なお、公正な価格競争を保つことを目的に最低制限額を設定し、これを下回る額を提示した場合も失格とする。

第7 参加資格

参加資格は、次に掲げる（１）～（３）の条件のいずれにも該当する者とする。応募資格の基準日は、令和7年8月1日とする。ただし、基準日から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠く事態が発生した場合には、失格とする。

（１）令和7年度、認可保育園において、自園調理方式による給食調理業務を受託している事業者であること。

（２）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」、業務種目に「病院給食・学校給食」の登録がされていること。

ただし、次のいずれかに該当するものは参加できない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 三鷹市の競争入札における指名停止措置を受けている期間中の者

ウ 提案書受付期間において、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産法手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申し立てがなされている者

エ 国税及び地方税を滞納している者（「法人税」と「消費税及び地方消費税」）

オ 三鷹市暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けている者

カ アからオまでに掲げるもののほか、三鷹市長が特に不適当と認める事項に該当している者

（３）過去5年間のうち、学校給食及びその他の給食事業において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の全部若しくは一部の禁止、期間を定めた停止処分を受けていないこと。

第8 募集要項等の配布

以下のとおり行う。ただし、土曜、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日には行わない。

（１）配布物

- ア 三鷹市立新川保育園給食調理業務委託プロポーザル募集要項
- イ 三鷹市立保育園給食調理業務委託 共通仕様書
- ウ 三鷹市立保育園給食調理業務委託 保育園別仕様書（新川保育園）
- エ 市政情報公開請求に関する提案書の取扱いについて
- オ 給食マニュアル

（２）配布期間

令和 7 年 9 月 11 日（木）から 9 月 26 日（金）まで

（※土・日曜日、休日を除く）

午前 9 時～午後 5 時

（３）配布場所

三鷹市役所本庁舎 4 階 子ども政策部子ども育成課

募集要項については、三鷹市ホームページより閲覧、ダウンロード可。

第 9 企画提案書等の提出

（１）受付期間

令和 7 年 10 月 6 日（月）から 10 月 17 日（金）まで

午前 9 時～午後 5 時

（２）受付場所

三鷹市役所本庁舎 4 階 子ども政策部子ども育成課

（３）提出方法

持参することとする

（４）提出書類

原本を 1 部のほか、書類によってはその写しを指定部数提出のこと

- | | | |
|--|------------------|-----|
| ア 参加表明書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 部 |
| イ 事業者概要 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 部 |
| ウ 事業者案内 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 部 |
| エ 納税証明書（様式その 3 の 3） | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 部 |
| オ 商業登記簿謄本 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 部 |
| カ 財務諸表（過去 3 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表） | ・・・・・・・・ | 4 部 |
| キ 企画提案書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 部 |
| ク 調理業務委託見積書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 部 |
| ケ 市政情報公開請求に関する提案書の取扱いについて | ・・・・・・・・ | 1 部 |

【注意事項】

- ・提出書類は、上記の順番でインデックスを付し、ファイルに綴じること。製本はA4規格とし、上質紙以上の品質のものや中厚口以上の厚みのあるもの、光沢のあるものは使用しないこと。

第10 評価項目

三鷹市立新川保育園給食調理業務を委託する事業者は、保育園における給食業務の意義や特色を十分に理解し、保育園給食の業務運営に実績があり、経営状態及び調理員の雇用が安定しており、従業員の調理技術、安全衛生管理等の教育を積極的に行っている事業者を選定するため、次に定める評価項目に基づき、最も適当と認められる事業者を選定する。

(1) 企画提案書の内容

ア 保育園給食業務を受託するにあたっての内容とその実現に向けての取り組みが優れていること。

イ 三鷹市の保育園給食の基本的な考え方を十分に理解しており、園児とのふれあいを含め、食育推進の重要性を認識し、その目的達成に意欲的であること。

ウ 食物アレルギーに対応した給食を提供する体制が優れていること。

エ 安全・衛生管理の徹底を目的とした、研修・衛生管理指導等を実施できる体制が確立され、その取り組みが優れていること。

オ 食中毒・異物混入等の予防対策、火災等の事故発生の予防と緊急時の危機管理体制が確立され、その取り組みが優れていること。

カ 常勤、非常勤を問わず従業員の健康管理（定期健康診断、細菌検査等）が適切に行われていること。

キ 経営が安定し、委託契約書や別に定める仕様書に基づき業務を継続して履行する能力があり、市または現委託事業者との引継ぎを円滑に行う体制が確立されていること。

ク 受託者において、業務の指揮命令系統が確立されているとともに、現場責任者が三鷹市立保育園園長及び三鷹市子ども育成課とのコミュニケーションを十分にとり、指示を迅速かつ的確に伝達し、徹底することができること。

ケ 保育園給食調理業務の経験が豊富な従業員を、契約期間の年度内は継続して当該業務に従事させ、その他の従業員についても継続雇用を基本とすること。

コ 本社・拠点事業所のバックアップ体制が確立され、従業員の休暇等に即応して、代替従業員を確保、配置できること。

(2) 経営状況

財務諸表から自己資本比率・流動比率・当期純利益等を中心に評価を行う。

(3) 見積金額

最低制限価格に対する見積額の評価を行う。企画提案書等との総合評価のため、必ずしも最低見積価格を提示した事業者を候補者として選定するものではない。

第11 審査方法

審査にあたっては、三鷹市が設置する選定委員会の審査により、選定基準を満たす受託可能な事業者を選定する。

(1) 第一次審査

提出された書類により、参加資格要件に関する資格審査を行う。審査結果は令和7年10月24日(金)までに応募事業者に連絡する。

(2) 第二次審査

提出された企画提案書等をもとにプレゼンテーションとヒアリングを行う。プレゼンテーションは15分以内、ヒアリング15分程度の合計30分以内としプロジェクター等の機器の使用を可とする。なお、日程は令和7年11月12日(水)を予定している。

また、同時期に行われている三鷹市立山中保育園給食調理業務委託事業者選定の第二次審査の内容を併用することができるものとする。

(3) 事業者選定結果について

事業者選定結果は、11月下旬までに事業者全員に通知する。

(4) 契約締結について

事業候補者として決定を受けた者と、契約締結の交渉を行う。

第12 本件プロポーザルに係る情報公開について

(1) 提出された書類は、全て三鷹市情報公開条例に基づき、情報公開請求の対象となる。

(2) 提出されたプロポーザルの提案書は審査以外に使用することはないが、三鷹市情報公開条例に基づく市政情報として取り扱う。今後、仮に提案書に対する情報公開が第三者からあった場合の提案者の意向として、「非公開」、「一部公開（非公開部分を特定のこと。）」、「全部公開」のいずれの意思表示をするか、提案書の提出時に所定の様式で提

出すること。市としては、当該回答に基づく対応を行うが、生命、身体
の安全等の公益上の必要等特別な事情がある場合は、回答にかかわ
らず公開することもある。

第 13 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書等受付期間後における応募書類の変更及び追加は認めな
い。ただし、市から指示した場合についてはこの限りではない。
- (3) 応募に関する質問は、令和 7 年 9 月 30 日(火)までに、所定の様式を三
鷹市子ども育成課担当宛にメールにて送付すること。確認のため、送
付したことを三鷹市子ども育成課担当へ電話連絡すること。
受け付けた質問については、令和 7 年 10 月 3 日(金)までにご質問を
いただいた事業者宛に回答をする。
E-mail : kodomo@city.mitaka.lg.jp
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 応募受付後に辞退する場合は、その旨を所定の様式により提出するこ
と。
- (6) 応募経費は、応募者の負担とする。

《問い合わせ先》

〒181-8555

三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号

三鷹市子ども政策部子ども育成課

電話 : 0422-29-9672

FAX : 0422-48-3852

担当 : 内山

E-mail : kodomo@city.mitaka.lg.jp

●日程表●

募集要項等の配布	9月11日(木)～9月26日(金)の平日
募集要項等に関する質問の受付	9月11日(木)～9月30日(火)
募集要項等に関する質問の回答	10月3日(金)まで
応募受付	10月6日(月)～10月17日(金)
第一次審査	10月中旬～下旬
審査結果の連絡	10月24日(金)まで
第二次審査 (プレゼンテーション等審査)	11月12日(水)
審査結果の通知	11月下旬 予定
契約締結	1月下旬 予定
委託開始準備	契約締結日の翌日から